

『出雲国風土記』とは

1. 「風土記」とは何だろう

風土記（ふどき）とは何でしょう。『広辞苑 第七版』を引いてみると、「ふどき」には二つの見出しがあります。一つは一般名詞としての風土記で、広辞苑では

「地方別に風土・産物・文化その他の情勢を記したもの。」

とあります。今でもテレビ番組などで、「○●風土記」というような使われ方をするのは、この一般名詞としての風土記です。言葉通り、地域特有の風土などを記したものの、という意味で用いられます。

一方もう一つの「ふどき」の項には、

「七一三年（和銅六）元明天皇の詔によって、諸国に命じて…（中略）…撰進させた地誌。…（中略）…平安時代や江戸時代に編まれた風土記と区別するため「古風土記」という。」

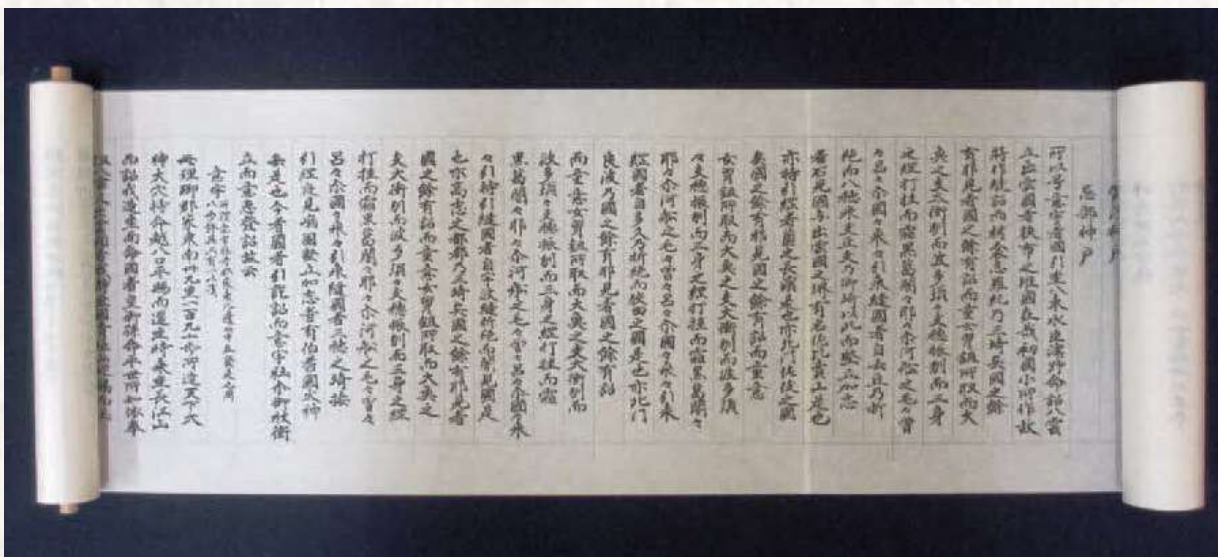
とあります。この歴史で扱うのは、後者の古風土記の方で、これからは特に断わらない限り、古は外して「風土記」と記していきます。

(1) 風土記は奈良時代初めに編纂された

風土記編纂の命令 あらためて風土記が編集された歴史を見てみましょう。和銅六年（713）五月二日に、「風土記撰進の詔（みことのり）」が発せられ、各国の国司に向けて次のような命が出されました。

「畿内七道諸国の郡・郷に良い字をつけよ。郡内の所産の銀・銅・彩色・草木禽獣魚虫等の種類、土地の肥沃、山川原野の名の由来、古老の伝える旧聞異事等を史籍にして報告せよ。」

簡単に言えば、当時の国ごとに地誌をまとめて、中央政府に報告しなさい、という意味です。和銅三年（710）平城京（現在の奈良）に都が遷（うつ）りますので、奈良時代の初めのことでした。今は写本が、冊子として残りますが、当時は地方から律令国家への公文書として卷子（かんす・巻物）の形で提出されたと考えられています。



卷子状に復元された『出雲国風土記』

奈良時代の典籍や古文書を参考にすると、国に提出された時は、このような形だったと考えられます
(古代出雲歴史博物館蔵)

風土記編纂はなぜ必要だったか

奈良時代は、日本が国家としての体裁を整え、法律（律令）によって政治や行政を行う、いわゆる律令国家体制が完成した時代です。近隣の東アジアでは中国の唐（とう）、朝鮮半島の新羅（しらぎ）などが律令制度に基づく国家を形作っていました。国家が国内をまとめ、対外的に成り立つためには、国としての正当性と領土の確立が必須でした。

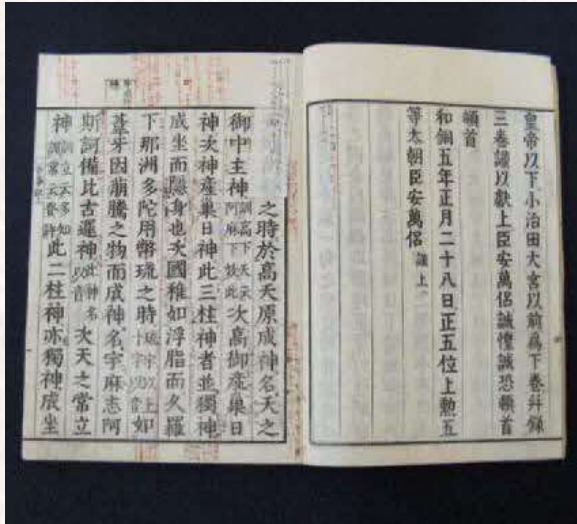
古代国家としての日本は、天皇を頂点として天皇の親族、平城京の有力な豪族、地方を治める派遣国司と実質的に地方を統括していた豪族たちが、政治組織の中に組み込まれて成り立っていました。国家としての正当性を示すためには、元首を代々務める天皇家が、国を治めるにふさわしい一族であることを証明する歴史と神話が必要でした。また天皇のもとで、国を統治してきた歩みが明らかにされる必要がありました。そのために和銅五年（712）に天皇家の物語ともいえる『古事記』が、養老四年（720）に国家の正史としての『日本書紀』が成立したのです。



『出雲国風土記』

(日御碕神社蔵・古代出雲歴史博物館提供)

先の「風土記撰進の詔」は二つの歴史書の成立に挟まれて出されています。おそらく、風土記は国土のありさまを把握したうえで、国の領土を明らかにする「地理誌」としてまとめるために、撰進の命が出されたものでしょう。



『古事記』
(古代出雲歴史博物館蔵)



『日本書紀』
(古代出雲歴史博物館蔵)

(2) 『出雲国風土記』の特徴

『出雲国風土記』は、他の風土記と比較すると、大きな特色があります。それは大まかに言って次の3点にまとめることができます。

① ほぼ完全な形で伝わる唯一の風土記

713年に撰進の詔が出ると、全国で執筆と編集が始まったと考えられます。古代や中世の文書などには、各国の風土記の内容が引用されていることも多いので、律令制度の国ごとに政府に報告が上がった可能性が高いと思われます。しかし、風土記という形で現在まで写本が伝わっているのは、出雲とともに『播磨(はりま)国風土記』、『肥前(ひぜん)国風土記』、『常陸(ひたち)国風土記』、『豊後(ぶんご)国風土記』の五つのみです。

ただ播磨以下四つの風土記は、一部が欠損しています。『出雲国風土記』はほぼ欠落がなく、唯一完全な形で伝わる風土記なのです。

② 「奥書」が記されている

『出雲国風土記』には、今の書籍で言う「奥書」に相当する箇所があります。このことは、次の二つのことを明らかにします。

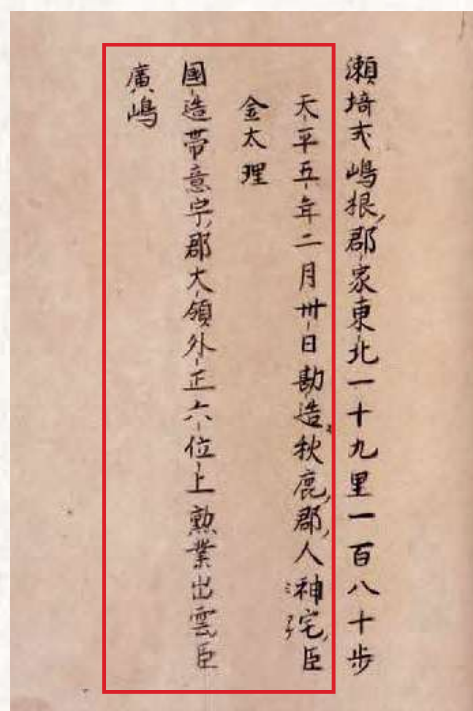
●733年に完成した

「天平五年二月卅（さんじゅう）日に勘（かんが）へ造る。」と、いわば発行年月日（おそらく律令政府に進上した年月日）が書いてあります。西暦733年は、撰進の詔が発せられて20年後のこととなります。国命から20年は長すぎると思われるかもしれませんが。しかし内容の豊富さと正確さを見ると、執筆のための調査から郡ごとの郡司（ぐんじ）の記載、それを受けた校正と編集という作業が、膨大だったことは想像に難くありません。

●編集者と編纂責任者が分かる

編纂年月日の次に、続けて「勘造秋鹿郡人神宅臣金太理」と書かれています。これはおそらく、風土記の勘造者（今でいう編集長）が秋鹿（あいか）郡の人で神宅臣金太理（みやけのおみかなたり）だったことを示していると考えられます。風土記は郡ごとに、郡司（郡の役人）が責任者となって記載し、出雲国府に提出された報告が元になっています。それらを取りまとめた全体の体裁を揃えるとともに、郡を越えた出雲国の記載を担当したのが、神宅臣金太理だったのでしょう。国府のある意宇郡の官人ではありませんので、よほど優れた文才の持ち主だったのではないのでしょうか。

そして最後に行を変えて、「国造带意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣広島（写真の写本は十二等を業と写し間違えています）」と記されています。出雲国国造（いづものくにみやつこ）で意宇郡大領（おうぐんたいりょう）を兼任しており、外正六位勲十二等（当時の位階と官位）の出雲臣広島（いづものおみひろしま）が、編纂責任者だったことを示しています。



『出雲国風土記』写本
（古代文化センター本）

（奥書部分に、編纂年月日と「勘造」（編集）者、
最後に編纂責任者が記されています）

③出雲国造が編纂責任者

『風土記』は前にお話ししたように、平城京の律令政府から全国各国に報告が命じられたものです。国の行政責任者は中央から派遣される国司ですので、通例

編纂は国司の責任で行われ、国司から報告書が進上されるべきものです。ところが『出雲国風土記』は、出雲国造が編纂責任者です。

国造とは そもそも「国造（くにのみやつこ）」とは、まだ律令国家体制が整っていない古墳時代後期の6世紀ころに、ヤマト王権が地方の豪族をいわば地方長官として任じた職名です。7世紀後半あたりから中央集権国家としての体制が整っていくと、国造は次第に有名無実化していきます。奈良時代には各国に国造という職は残っていて、地元の豪族が就いていたようですが、実質的な力を持っていなかったと考えられています。

ところが出雲国では奈良時代になっても国造の影響力が強かったらしく、国内の各地域の有力者たちを束ねる存在だった可能性が高いと考えられます。『出雲国風土記』を編纂するにあたって、地域代表の出雲国造を責任者にたてざるを得なかったのでしょうか。

地域の目線 中央派遣の国司が編纂の中心となれば、律令国家の目線でその地域のありさまを記述していくことになります。一方『出雲国風土記』は地域の目線で記されています。たとえば、他国の風土記では天皇の事績に関する記載が目立つのに対し、出雲では天皇記載が必要最小限にとどめられています。地域の伝承などを天皇や皇祖にあえて引き付けるのではなく、古来地域に残る伝承が反映されているところも多いと考えられます。地域の文書がほとんど残らない古代において、とても貴重なものなのです。

2. 『出雲国風土記』はなぜ残ったのだろう

(1) 古代の典籍（古い書物）は写本で残される

本格的に文書行政が始まるのは7世紀後半になってからです。奈良時代はそれが日本の隅々までいきわたった時代といえるでしょう。1300年以上も前のことです。ですから、当時書かれた文書や典籍がそのまま残されることは、ほぼ皆無です。例外は東大寺の正倉院できわめて厳重に管理されてきた文書（正倉院文書）と、当時のまま発掘されて出てきた木簡（文字が書いている木札）です。

『古事記』や『日本書紀』も、現在残されているものは、書き写された写本です。現在残されている5つの『風土記』も、当然写本という形で残っています。

(2) なぜ写されるのか

「写本」だからといって決して侮れません。膨大な文字を何の理由もなく書き写すわけがないのです。逆に言えば、その文書を残さなければならない大きな理由があって、初めて写本が残されます。たとえば、『古事記』や『日本書紀』は国家の由来・歴史を記した典籍ですから、国ぐるみで、あるいは国に仕える有力な一族の間で、写本が造られます。それらは国家の正当性を支えると同時に、天皇や国家に仕える官人たちも知っておかなければならない教養、知識だったからです。中世以降の貴族や有力な武士、寺社なども、自らの由緒や仕事の内容を記録し、伝えていくために、重要な文書をわざわざ書き写して、後世につないでいきました。

(3) 「風土記」がわずかしか残されていないのはなぜか

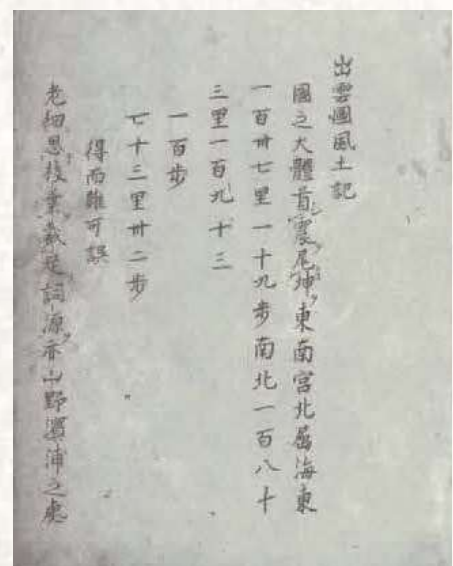
風土記も奈良時代には国家の記録として重要なものだったはずですが。本書や古写本が痛んだりすれば、書き写されていたことと推測されます。しかし風土記の内容は地方の記録ですので、長い間高い地位を保ち続けた貴族や公家、寺社などが書写されたのですが、火災や自然災害が重なるとともに守り続ける動機は、次第に薄くなっていったと推測されます。

今に残る五風土記以外にも、後の文書などに風土記が引用されている例（逸文（いつぶん））といえます）が多いことから見て、各国の風土記も一定程度写本が残っていたことは間違いありません。しかし、現在に至るまでに大部分は失われてしまったのです。

(4)出雲国風土記はなぜ残ったのか

それでは、なぜ『出雲国風土記』はほぼ完本の状態で残されているのでしょうか。その答えは、わからない、というのが正解です。古代末（平安時代後期）～中世（鎌倉・南北朝・室町時代）の記録は少なく、中世以前の書写の実態を探る手段がとても少ないのです。

江戸時代の活発な研究 一方で現存する最古の写本「細川家本」は慶長二年（1597）に完成しています。その後江戸時代以降には、多くの人々により『出雲国風土記』写本は書き写されました。現在確認できる写本は200冊を超えられています。江戸時代には、『出雲国風土記』はとても重要な典籍として認識されていたことは明らかです。書写された場所も、江戸、伊勢、京都など当時の中心地で盛んに行われています。後の国学にみられるような日本の基層に流れる歴史や国語、地理などの研究が盛んに行われる中で、学問が盛んだった場所で、風土記の重要性が認識されて写本が残されたものと考えられます。もちろん、地元出雲でも書写や研究が行われ、研究書も出されました。



『出雲国風土記』写本 冒頭部分
(島根県古代文化センター本)

なぜ残っているのか なぜ残ったのか、わからない、と記しましたが、あえてその理由を推測してみたいと思います。『出雲国風土記』は中世に記された古文書に引用されているのが分かっています。古いものは鎌倉時代中頃までさかのぼります。また室町時代後期にも引用されていますので、中世に写本が存在したことは間違いありません。あらためて言いますが、古代の編纂以来、16世紀終わりころまで『出雲国風土記』は書き写し続けられました。しかも残る確率は、その母数が多いほど高くなりますので、多くの写本が作られていたことは想像できます。

国譲り神話と出雲 それはなぜか、一言でいえば「出雲」だったから、という答えになるのではないのでしょうか。出雲は『古事記』『日本書紀』では、天孫（てんそん・天皇家の祖先）の神々の神話に深くかかわります。具体的に言えば、天

上（高天原）に住んでいた皇祖神が、日本の国土（葦原中国（あしはらのなかつくに））を治めるために、出雲の大国主命（おおくにぬしのみこと）に国を譲るよう迫ります。紆余曲折（うよきよくせつ）を経て、大国主命は国土を譲りません。一方その条件として大神殿（天日隅宮・あめのひすみのみや）を造って天孫が自らを祀ることや、天孫に国家のまつりごと（顕）は譲るが死後の世界（幽）は自らが治めることを認めさせます。

出雲への崇敬 大神殿は杵築大社（出雲大社）とされ、その後も日本という国家にとって重要な社として重視され続けました。幽（来世）を治める、という出雲大社の役割も、神話解釈が変容していく過程で顕（現世）よりも重要な役割を与えられることもありました。出雲大社への傾倒は出雲という地への特別視につながったのではないのでしょうか。

古代の神話に端を発する抽象的な話で、分かりにくいと思いますが、中世や近世の知識人たちにとって、出雲は特別に扱われる場所でした。出雲を研究し、国家の成り立ちを語り継いでいくために、『出雲国風土記』は数ある風土記の中で書き写され続ける必然性があった、と考えるみたいです。答えではなく、『出雲国風土記』の重要性を感じていただくためのイメージの一つとして記します。